

独立行政法人国立健康・栄養研究所役員給与規程 新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第9条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、<u>100分の62.5</u>、12月に支給する場合においては、<u>100分の75</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (以下略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第9条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対し、その者の基準日以前6箇月以内の期間における職務実績等に応じて支給する。これらの規準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤役員の在職期間による割合(以下この条において「期間率」という。)を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額は、常勤役員の勤勉手当基礎額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 (中略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第9条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、<u>100分の65</u>、12月に支給する場合においては、<u>100分の85</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (以下略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第9条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対し、その者の基準日以前6箇月以内の期間における職務実績等に応じて支給する。これらの規準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤役員の在職期間による割合(以下この条において「期間率」という。)を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額は、常勤役員の勤勉手当基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 (以下略)</p>

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は平成22年12月1日から施行する。</p> <p>(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、役員給与規程第9条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額を減じた額とする。</p> <p>(1) 平成22年4月1日において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に同4月から同年11月までの月数を乗じて得た額。</p> <p>(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額。</p> <p>4 基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	